

自治研究

第九十七巻 第四號

令和三年四月十日発行

論 說

行政法学からみた受信契約締結義務・補論(下)

——カットフィルター事件を素材として……………京都大学名誉教授 高木 光 3

「財政上の地方自治」の保障規定(二)

——九条以外の憲法改正の視点……………元岡山大学教授・元岡山市長 安宅 敬 祐 19

こんな規制(兼職禁止)に誰がした?(二)

——忘れられた近代日本の地方制度・その四(一)の続き……………明治大学名誉教授 山下 茂 52

国に対する法令の適用(二)

……………京都大学教授 仲野 武 志 71

研 究

ドイツにおける行政手続観の生成と変容(二)

……………大阪経済大学専任講師 福 島 卓 哉 104

条例の適法性判断(二)

——日本と中国を対象に……………九州大学助教 福 島 卓 哉 121

ドイツ憲法判例研究(239)

……………ドイツ憲法判例研究会

三九 資本金会社の二五%を超え五〇%までの持分等が五年以内に

移譲された場合に当該割合に応じて欠損金の繰越控除を認

めない法人税法八〇条一文の違憲性……………新潟大学准教授 山 本 真 敬 139

資 料

二〇四〇年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために
必要な地方行政体制のあり方等に関する答申(四・完)

……………総 務 省 147

第五次男女共同参画基本計画(二)

——すべての女性が輝く令和の社会へ……………156